

岩手県告示第409号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和元年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	臺目第3地割及び第4地割、田老字下撰待、星山及び撰待の一部、藤の川、神林、磯鶏一丁目及び二丁目、江繋第19地割、茂市第8地割並びに腹帯第2地割及び第3地割

2 調査期間 令和元年11月5日から令和2年3月31日まで